

# 保育料について

保育料（利用料）は、子ども・子育て支援法及び市条例等の規定により、保育所等にかかる経費の一部を保護者の皆様に負担していただくものです。

## \* 保育料の決定について \*

保育料は、

①保護者の市町村民税課税額 ②お子さんの年齢区分 ③保育の必要量（標準時間・短時間）により決定します。4月から8月分は前年度の市町村民税課税額を、9月から翌年3月分は今年度の市町村民税課税額を用いて算定します。そのため、9月に保育料の額が変わる場合があります。

- ・毎月1日現在で在園している場合は、1か月分の保育料がかかります。保育料は1か月単位となっており、月途中の退園でも、日割りはしません。
- ・3人以上の子（実子及び養子以外の児童を含む）を扶養している場合で、年齢順に上から3人目以降の子が入所した場合の保育料は無料です。

なお、世帯の状況によっては、父母の市町村民税課税額に加え、同居の祖父母等（児童の扶養義務者のうち家計の主宰者であるものに限る）やお子さんを税法上扶養している保護者の市町村民税課税額を含めて保育料を算定する場合があります。

| 祖父母等との同居・別居 | 父母の収入合計   | 児童の税法上の扶養者 | 課税状況を確認する保護者 |
|-------------|-----------|------------|--------------|
| 別居          | —         | —          | 父+母          |
| 同居          | 103万円を超える | 父母         | 父+母          |
|             |           | 父母以外       | 父+母+扶養者      |
|             | 103万円以下   | 父母         | 父+母+祖父母等     |
|             |           | 父母以外       | 父+母+祖父母等+扶養者 |

## \* 保育料の納入方法（認可保育所・公立こども園） \*

保育料は、毎月末日までに納入してください。

口座振替の手続きは、市内の金融機関窓口にある「一関市市税等口座振替申込用紙」に必要事項をご記入の上、金融機関に申し込み願います。（過去に保育料の口座振替の手続きをしている場合は、改めて口座振替の手続きをする必要はありません。登録されている口座から引き落としされます。）

保育料は、保育所等運営の貴重な財源となっており、滞納されますと保育所等の運営に支障をきたします。納入期限を過ぎても保育料が納入されない場合、納入期限から20日以内に督促状を送付し、督促手数料100円を徴収します。その後も納入されない場合は連帯保証人へ督促の連絡、更には児童手当から強制的に徴収することがあります。なお、滞納期間に応じて延滞金を徴収します。

私立こども園、地域型保育事業所については園に直接ご確認ください。

## \* 保育の停止（休園） \*

入園児童のけが、病気または母の出産等に伴い、月の初日から末日まで1か月間通園できないと見込まれるときは、年度で最大2か月に限り保育を停止することができます。2か月を超える場合は、退園となります。

停止（休園）する前月20日までに「休園届」の提出が必要です。（月途中で停止することはできません。）停止が認められれば、停止期間の保育料を支払う必要はありませんが、届出が遅れた場合は保育料をお支払いしていただきます。

## \* 副食費（おかず代）について \*

|    |                                |   |
|----|--------------------------------|---|
| 公立 | 認定こども園（幼稚園部門）                  | 月額3,600円<br>※「子どものための施設等利用給付認定」を受けている方は月額4,500円 |
|    | 保育所、認定こども園（保育所部門）              | 月額4,500円  |
| 私立 | 金額は施設によって異なります。各施設にお問い合わせください。 |   |

- ・保育所、認定こども園（保育所部門）、地域型保育事業を利用している0歳児から2歳児クラスのお子さんについては、保育料の中に副食費が含まれています。
- ・3歳児から5歳児クラスのお子さんで年収360万円未満相当世帯については副食費が免除されます。
- ・保護者が扶養する子が3人以上いる場合、3番目以降の子については副食費が免除されます。

## 保育料基準額表

### 幼稚園・認定こども園(幼稚園部門)

保育料はかかりません。

給食費や送迎費、行事費などの実費については、保護者負担となります。

### 保育所・認定こども園(保育所部門)・地域型保育事業

#### ◆3歳児クラス～5歳児クラス

保育料はかかりません。

給食費や送迎費、行事費などの実費については、保護者負担となります。

#### ◆0歳児クラス～2歳児クラス

下記のとおりとなります。なお、副食費は保育料の中に含まれます。

| 階層   | 税額区分                 | 保育料<br>(月額・円) |        |
|------|----------------------|---------------|--------|
|      |                      | 標準時間          | 短時間    |
| A    | 生活保護世帯               | 0             | 0      |
| B    | 市町村民税非課税             | 0             | 0      |
| C1   | 市町村民税均等割のみ           | 8,000         | 7,800  |
| C2   | 市町村民税所得割48,600円未満    | 11,000        | 10,800 |
| D1-1 | 48,600円以上57,700円未満   | 16,000        | 15,700 |
| D1-2 | 57,700円以上65,000円未満   |               |        |
| D2-1 | 65,000円以上77,101円未満   | 20,000        | 19,600 |
| D2-2 | 77,101円以上81,500円未満   |               |        |
| D3   | 81,500円以上97,000円未満   | 23,000        | 22,600 |
| E1   | 97,000円以上121,000円以上  | 26,000        | 25,500 |
| E2   | 121,000円以上145,000円未満 | 30,000        | 29,400 |
| E3   | 145,000円以上169,000円未満 | 34,000        | 33,400 |
| F1   | 169,000円以上213,000円未満 | 37,000        | 36,300 |
| F2   | 213,000円以上257,000円未満 | 40,000        | 39,300 |
| F3   | 257,000円以上301,000円未満 | 47,000        | 46,200 |
| G    | 301,000円以上397,000円未満 | 50,000        | 49,100 |
| H    | 397,000円以上           | 53,000        | 52,000 |

#### 【階層区分・保育料の決定について】

\* 保護者の市町村民税の課税額を合算して決定します。両親の収入が極端に少ない場合やひとり親家庭で親の収入が少ない場合は、祖父母などの同居の家族の市町村民税課税額を合算することがあります。

\* ひとり親家庭、身体障害者手帳等の交付を受けている家庭は《ひとり親世帯等》の階層区分で保育料を決定します。

#### 【多子世帯への保育料の軽減について】

\* 保護者が扶養するお子さんが3人以上いる場合は、3番目以降のお子さんの保育料が無料となります。

\* 《C1～D1-1》の階層において、保護者が扶養するお子さんが2人以上いる場合は、2番目のお子さんの保育料が半額となります。

\* 《D1-2～H》の階層において、同時入園の場合は、2番目のお子さんの保育料が半額となります。

#### ▽ひとり親世帯等

| 階層             | 税額区分               | 保育料<br>(月額・円) |       |
|----------------|--------------------|---------------|-------|
|                |                    | 標準時間          | 短時間   |
| 特B             | 市町村民税非課税           | 0             | 0     |
| 特C1            | 市町村民税均等割のみ         | 3,400         | 3,300 |
| 特C2            | 市町村民税所得割48,600円未満  | 4,750         | 4,650 |
| 特D1-1<br>特D1-2 | 48,600円以上65,000円未満 |               |       |
| 特D2-1          | 65,000円以上77,101円未満 | 6,000         | 5,850 |

\* 《ひとり親世帯等》の階層区分において、保護者が扶養するお子さんが2人以上いる場合は、2番目のお子さんの保育料が無料となります。

担当課 一関市役所  
子育て支援課  
連絡先 0191-21-2172